

令和元年度 事務事業総点検シート(1)  
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類			基礎点検
事務事業名	障害者(児)補装具交付・修理			シート番号	B 法定義務等事業 11-164
担当部署名	健康福祉	局	障害福祉	部	障害者支援 課 評価責任者(課長名) 増田

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	3	障害者等が自分らしく輝いて暮らせる地域社会の実現	無
	2	事業開始年度	昭和 25 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第76条			
	4	関連計画	第4次堺市障害者長期計画			
5	事業実施の経緯	国の補装具費支給制度に基づき、身体上の障害や難病疾患を原因とした身体機能の制限を補うため、用具の購入や修理に要する費用を支給する本事業を実施。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 ( ) <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	身体障害者(児)、難病患者			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ること 障害児の将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長すること			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	医師の診断等に基づき、身体障害者(児)や難病患者等の日常生活や社会生活において、失われた身体機能を補うための用具(義肢や装具、車いす、補聴器など)の購入や修理に要する費用を支給する。 障害者(障害児の場合は扶養義務者)が市長に申請し、障害者更生相談所等の判定または意見に基づき市長が補装具費の給付を決定。 対象の補装具種目、基準額、耐用年数は厚生労働省による告示(補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準)で定められている。 (平成30年度は購入・修理が1805件)			
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 扶助費 ) 補装具登録業者				

Ⅲ. 投入量

項目	単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
11 事業費 (a)	千円	181,329	177,231	185,555	183,613	
主な事業費内訳	扶助費	千円	181,313	177,215	185,527	183,585
	需用費	千円	16	16	28	28
		千円				
		千円				
		千円				
財源内訳	国・府支出金	千円	179,013	132,911	141,455	136,470
	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
	市債	千円				
	その他( )	千円				
一般財源	千円	2,316	44,320	44,100	47,143	
12 人件費 (b)	千円	820	820	820	810	
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	182,149	178,051	186,375	184,423	